

## 指定地域密着型サービス（介護予防サービス）の事業の 人員、設備及び運営等に関する基準の一部改正について（案）

「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」等に基づき区が定める基準について、以下のとおり一部改正を行う予定である。

### 1 改正の理由

厚生労働省の社会保障審議会等におけるこれまでの議論を踏まえ、介護サービス事業者の負担軽減を図るため

### 2 改正の概要

サービス提供に関する記録を保存しなければならない期間について、完結の日から2年間とする。

### 3 施行年月日（予定）

令和6年4月1日

### 4 改正の対象となる条例及び規則

- (1) 江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 江東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
- (3) 江東区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

### 5 その他

今後、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が改正された場合、別途改正を検討する。